

感染症による出席停止について

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法 第 19 条および学校保健安全法施行規則第 3 章 21 条「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり又はかかるおそれのある生徒があるときは、政令で定めるところにより出席を停止させることができる」の規定により出席停止になります。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いになりません）

【医師の登校許可が必要な感染症】

	感染症名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト ラッサ熱 マールブルグ病 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで（裏面の表を参考にしてください）
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	結核	
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（ノロウイルス・溶連菌感染症）	

学校保健安全法施行規則より

【登校再開の手続きについて】

医師から登校が許可されましたら、下記の「感染症受診報告書」を保護者が記入・捺印の上、裏面に診療報酬明細書（写）と調剤明細書（写）を添付しお子さまに持たせて登校させてください。

- ※病気の状況により医師の診断書を提出していただくことがあります。
- ※状況によっては受診した医療機関に連絡させていただくことがあります。

キ リ ト リ

感染症受診報告書

光泉カトリック中学校・光泉カトリック高等学校長 様

_____年_____組_____番 氏名_____

下記の期間、感染症または感染症の疑いと診断されました。

医師より登校を許可されましたので、本日より登校いたします。

受診医療機関名	
病名	
罹患期間	年 月 日 から 年 月 日まで

◆裏面に受診を証明する診療報酬明細書（写）と調剤明細書（写）を貼付してください。

_____年_____月_____日 保護者氏名_____ ㊟

◆インフルエンザ感染の場合の出席停止期間

発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
解熱 → 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
出席停止	解熱 → 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
出席停止	出席停止	解熱 → 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
出席停止	出席停止	出席停止	解熱 → 出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	解熱 → 出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	解熱 → 出席停止	出席停止	出席停止	登校可
出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	発症後6日目以後の解熱の場合も 解熱後2日間の出席停止		

の り し ろ